平成２４年（フ）第２２４号
滋賀県近江八幡市西本郷町東３番地８ソレイユ・ルヴァン204号
債務者　武内　智昭
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６３０号
兵庫県加古郡播磨町本荘３丁目３番８号　レオパレスマリンハイツ104号、従前の住所兵庫県西脇市黒田庄町船町183番地
債務者　権代弘幸こと　權代　弘幸
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６号
兵庫県姫路市飾磨区鎌倉町25番地　エスポワール鎌倉203号室、住民票上の住所兵庫県たつの市御津町釜屋518番地５
債務者　清水　邦彦
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７号
兵庫県姫路市大津区新町１丁目24番地サンセベリア大津３Ａ号
債務者　明建アルミこと　坂本　俊明
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１号
鳥取県鳥取市正蓮寺35番地　桜谷マンション304号、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目169番地　県住111号
債務者　千谷　敏郎
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０８３号
広島市東区牛田早稲田４丁目２番32―106号
債務者　堀内　隆秀
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６５号
広島市西区己斐上３丁目24番11号
債務者　森山　彰親
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８号
福岡県飯塚市下三緒281番地１　ＭｉＫｉマンション24―403
債務者　本村　里美
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６７９号
北九州市若松区童子丸２丁目２番30号
債務者　迫田　隆秀
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８８８号
北九州市八幡西区星和町15番21号101号
債務者　後藤眞砂美（旧姓仲）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８９５号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目２番２号103
債務者　田中友紀子（旧姓八塚）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９０３号
北九州市小倉南区沼緑町３丁目22番26号
債務者　吉田　　収
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８１号
鹿児島県鹿児島市喜入中名町2310番地日石基地中名アパート121号
債務者　田畑　博紹
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４８６号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町26番28―101号
債務者　松本　孝一
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
鹿児島県鹿児島市和田町120番地
債務者　片平　佳子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目１番８号田島ビル301号
債務者　吉留　吉廣
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目67番10号
債務者　藤田　　奏
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係